

加算の取得状況	処遇改善加算Ⅲ・特定処遇改善加算Ⅱ
訪問介護事業所 予防訪問介護事業所	「基本サービス単位＋加算単位」に介護職員処遇改善加算率（5.5％）＋介護職員等特定処遇改善加算率（4.2％）が算定されます。
居宅介護事業所 同行援護事業所	「基本サービス単位＋加算単位」に福祉・介護職員処遇改善加算率（11.1％）＋福祉・介護職員等特定処遇改善加算率（5.5％）が算定されます。
重度訪問介護事業所	「基本サービス単位＋加算単位」に福祉・介護職員処遇改善加算率（8.1％）＋福祉・介護職員等特定処遇改善加算率（5.5％）が算定されます。
職場環境等要件の区分	内容
入職促進に向けた取組	●職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	●働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
両立支援・多様な働き方の推進	●有給休暇が取得しやすい環境の整備
腰痛を含む心身の健康管理	●雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施
生産性向上のための業務改善の取組	●タブレット端末やインカム等の ICT 活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減
やりがい・働きがいの醸成	●ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善